

魚津市告示第26号

魚津市ふるさと寄附金に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和5年3月24日

魚津市長 村椿 晃

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

会社名	所在地
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
SB ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号
KDDI 株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社 JR 東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番11号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社 JTB	大阪府大阪府中央区久太郎町二丁目1番25号 JTBビル4階
東急株式会社	東京都渋谷区南平台町5番6号
ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1丁目3番地20
株式会社 J C B	東京都港区南青山5丁目1番22号
株式会社オールアバウトライフマーケティング	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2階

2 指定納付受託者に納付させる歳入

魚津市ふるさと寄附金

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和5年4月1日から令和6年4月1日まで

4 指定納付受託者に納付させる方法

インターネット等による公金支払の方法により代理納付させる。